

平成31年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月5日 (火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	平成31年3月5日 (火) 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成31年3月5日 (火) 午後 5時05分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 頓 所 澄 江 橋 本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 2 号	鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	原案可決
第 1 3 号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 1 5 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 6 号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 7 号	鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 8 号	鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 2 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 4 号	平成 3 0 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 2 6 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 2 7 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 2 8 号	平成 3 1 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 0 号	平成 3 1 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 3 2 号	平成 3 1 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

第 3 3 号	平成 3 1 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 3 5 号	平成 3 1 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 3 6 号	平成 3 1 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	大 塚 泰 史
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市計画課長	島 村 信 行
都市計画課副参事	堀 岳 夫
建築課長	関 口 敬 一
建築課副参事	大 島 和 之
都市整備部参事兼市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課北新宿第二土地地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長	加 藤 薫
建設部副部長	村 田 弘 一
建設部副部長	清 水 洋
道路課長	原 口 正
道路課副参事	武 田 昌 行
道路課副参事	大 堀 勝 彦
工事課長	中 根 治 人
工事課副参事	五十嵐 剛
下水道課長	矢 部 正 樹

建設部参事兼水道課長

水道課副参事

吹上支所長

川里支所長

三 村 正

原 口 均

吉 田 憲 司

春 山 一 雄

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開議 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

下水道課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(下水道課長) おはようございます。昨日の議案第30号の農業集落排水事業特別会計の予算の中で、水洗便所改造資金補助事業と水洗便所改造資金あっせん事業の答弁の中で、条例に基づき費用を計上しているとの答弁をしましたが、申しわけございません。正しくは規則で、鴻巣市水洗便所改造資金融資あっせん補助規則でした。訂正をお願いいたします。

(委員長) ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、議案第14号及び15号について、執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第14号及び議案第15号は、市道の廃止及び認定について議決を求めるものです。関連がありますので、一括してご説明いたします。内容につきましては、廃止2路線、認定3路線です。

初めに、議案第14号、市道の路線の廃止2路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。市道K-179号線でございますが、起点を鴻巣市上谷字龍登1921番1地先とし、終点を鴻巣市上谷字龍登1924番1地先とします。幅員1.82メートル、延長37.9メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー2をごらんください。市道川2057号線でございますが、起点を鴻巣市広田字光安寺2086番地先とし、終点を鴻巣市広田字光安寺2073番地先とします。幅員1.8メートルから1.9メートル、延長160メートルの路線でございます。以上2路線につきましては、認定を廃止し、市有財産の売却を行うものです。

続きまして、議案第15号、市道の路線の認定3路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー 3 をごらんいただきたいと思います。市道 A-431 号線でございますが、起点を鴻巣市本町 3 丁目 246 番 27 地先とし、終点を鴻巣市本町 3 丁目 246 番 31 地先とします。幅員 4 メートル、延長 50.25 メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー 4 をごらんください。市道 B-1023 号線でございますが、起点を鴻巣市松原 4 丁目 4709 番 3 地先とし、終点を鴻巣市松原 4 丁目 4709 番 5 地先とします。幅員 4.5 メートル、延長 131.09 メートルの路線でございます。

以上 2 路線は、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。なお、今回認定する開発道路につきましては、補修など要する場合は建築物などがある程度できた時点で補修などを行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

次に、図面ナンバー 5 をごらんください。市道川 2148 号線でございますが、起点を鴻巣市広田字光安寺 2080 番 1 地先とし、終点を鴻巣市広田字光安寺 2086 番地先とします。幅員 1.83 メートルから 1.98 メートル、延長 79.15 メートルの路線でございます。こちらの路線は川 2057 号線の廃止に伴い、同路線の一部を再認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 03 分)



(開議 午前 11 時 23 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 14 号及び第 15 号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) では、まず最初に広田の字光安寺のところなのですけれども、市有財産処分による廃止ということで、今までの多分もともと使っていたのですよね、この工場というか、フラワーセンターみたいなところで

すか。すると、今回財産を処分したことによって向こうの所有になると思うのですけれども、そうすると固定資産税とかそういうのはどのくらいふえるのでしょうか、売ったことにより。そういうのはわからないですか。それ難しいですか。

(何事か声あり)

(橋本) では、それはまた大丈夫です。では、あと別件で、松原4丁目の開発事業の帰属された部分ですけれども、これはいつも毎回ああいう開発したところの側溝とか見ると、必ずいろんなところが割れているので、最後のときにそれをきれいにしてやってもらうということなのですけれども、根本的に工事をして、トラックとかそういうので、多分その出入りをしているだけで、欠けていくということは、多分市に帰属された後も、道路が乗用車とかトラックでかなりすぐ欠けたりなんかするのではないかと思うのですけれども、そういった場合、その後のメンテナンスは市でやるわけですよ。そういった品質の高低差というのはあるのかどうか。またそれは、壊れたときにはまた市でやらなければいけないので、そのもうちょっと品質をよくできないかとか、そういうことはできないものなのではないでしょうか。

(道路課長) 委員さんおっしゃるとおり、開発に伴う材料検査とか中間検査などで製品についても確認はしているのですけれども、開発に伴って重機が動いたりとか、そういう形の中で、ああいった形で多少表面のコンクリートが剥がれたりとか、そういう部分を言っているのだと思うのですけれども、それについては最終的には業者のほうできれいに直して、市のほうにいただくようになるのですけれども、その前にもやっぱり市のほうとしても何か養生をするためにゴムシートを引いたりとか、出入り口についてちょっとカバーをすとか、そういった形では一応指導はしているのですけれども、なかなかその辺がうまく業者のほうに伝わっていないのが現状かと思しますので、これからその辺の指導も含めた形でやっていきたいと思えます。

以上です。

(橋本) あともう一点、本町3丁目の図書館跡地なのですけれども、さ

つき現地を見たときに、直線、真っすぐ行ったところがクランクしていて、とても細い道がありましたけれども、あれって例えば救急車とか消防車が全く入れない、通り抜けできませんよね。そういったときの対処とか何か、そういうのは、あそこ広げるとか、そういう話はないですよ。

(道路課長) おくりの通りについては、地元の要望とか、その辺も含めた形で要望いただいた段階で、用買とかそういうものについて考えてみる形になりますので、どうしても今の現況からちょっと買収とかということをして市のほうから逆に動くとなるのはちょっと難しいかなとは思いますが。

(橋本) 最後の1点でまた戻ってしまうのですが、松原4丁目の、あれ逆線引きをしたところだと思うのですが、今麦畑とかああいうところは、これから開発用途とかもう既に入っているのでしょうか。隣の部分ですね。

(道路課長) 隣の土地について、ちょっと聞いていないですけれども。

(頓所) 松原4丁目の認定のところなのですからけれども、ここって、確認なのですからけれども、荒川左岸道路にかからないですよ。と思ってはいるのですが、そこだけちょっと確認をしたい。

(都市計画課長) 済みません。詳しい位置まではあれですけれども、場合によるとかかるところもあるかもしれないです。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時29分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) 図面ナンバー2番の光安寺の場合は払い下げということなのだけれども、現況を見ると、もう完璧にアスファルトで舗装されていますよね。それで、ここが市道だということがわかっていて、それでそこを舗装するという行為は、これは認められているのでしょうか。市が今回

の場合も申請が出て初めてわかったということなのだけれども、一般的に市道を一体利用したい、あるいは入り口がぬかっけていてしようがないから勝手に舗装するとかということは、どういう手続を踏まなければならないというような規則があるはずなのだけれども、そういった場合はどうすればいいのだろう。

(道路課長) 本来ですと、一体利用とするということで占用料を払って、市のほうに施工承認という形で承諾を得てやるような形にはなると思います。

(阿部) そうすると、ほっかぶりしてやってしまうということについては、市のほうからやはり指導とか、そういったことをするのでしょうか。

(道路課長) 市のほうで気がついた時点で、市道部で何も占用が出ていないということになると、その時点で地権者の方に指導するような形をとるようになります。

(阿部) その場合は復帰しろと、要するにもとの状況に戻せとかということには言わないのだろう。

(道路課長) とりあえず占用を出してくれという形で、壊すところまでは言わないような形になると思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時33分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 午前中の頓所委員さんのほうからご質問のありました議案第15号の市道路線認定について、路線番号B-1023号線の関係で、荒川通り線にこちらのほうが影響というか、通るのではないかというちょっとご質問もありまして、一応それについてご回答いたします。

まず、今回こちらのほうの当該地につきましては、全部で3つほど該当する法律がありまして、まず1つが公有地拡大の推進に関する法律第4条第1項の届け出が必要だということがまず1点です。こちらのほうは都市計画道路の計画ラインに係る土地の売買について届け出が必要ということになります。4条のときですと、一応100平米以上が売買の対象になった場合について届け出が必要ということで、こちらのほうについては土地の有償の譲渡届出書が平成30年5月10日に出しておりまして、買い取り希望なしということの通知を平成30年5月15日にしてございます。それと、2つ目としましては、都市計画法の53条の第1項に係る許可、こちらのほうは都市計画道路に家屋、家を建てる場合について、これ許可が必要になります。こちらのほうが、まず該当するのが、建物が建つ場合に限られますので、今回該当するものにつきましては、現地、ちょ

っと私行っていなかったもので、ちょっと聞くところの話によりますと、1号棟、2号棟という手前から、道路の手前から1号棟、2号棟、3号棟という形で振られているようなのですが、1号棟と2号棟については建物が計画道路内に入りますので、53条の届け出が平成30年10月26日に1号棟と2号棟について、53条に係る許可の申請が出ておりまして、30年11月2日に許可が出ております。申請とあわせて誓約書を、都市計画道路ですので、誓約書をつけていただいて、事業化をされた場合にはお譲りしていただくということで、誓約書も申請と同日付で受けております。こちらのほうについては、ちなみに計画道路の場合、3階以下であることと、あと木造とかは建築可能になっております。地下室であるとか鉄筋コンクリートであるとか、3階建てのようなマンションとか、これについては対象外、建てられないという建物になっていますが、木造の2階建て、いわゆる建て売り程度のものであれば建てられるというものになってございます。

それから、こちらのほうが地区計画がかかっております。それで、都市計画法の第58条の2という地区計画区域内の行為の届け出ということで、建物を建てる場合については届け出が必要になります。こちらのほうについては、全てですと9棟あったかなと思うのですけれども、全てが該当しておりまして、全て同日付に申請が出ておりまして、平成30年10月26日に申請が出ておりまして、届け出がこちらのほうが不勧告という、勧告でない不勧告ですか、不勧告ということで平成30年10月30日に出ております。したがって、今1から3番、3つ該当する法律等がございますが、その法律に正規に届け出を出されて、家を建てておられるという状況で、都市計画道路でまだ事業化になっていないので、いわゆるそういう一定の条件に基づいて売買、それから建物の建築とか、そういうものができるものとなっておりますので、正しいものとして今進んでいるというふうに解釈しております。

以上です。

（委員長）次に、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明は済んでおりますので、

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、まず歳入のほうの39ページの三谷橋一大間線2期工事整備事業とあるのですが、これ毎回聞いているのですけれども、これは終了はいつの予定なのでしょう。

(道路課副参事) 平成34年度末を今計画しております。

以上です。

(橋本) これ終了した段階で、今度なのですけれども、上尾道路のほうの接続する市道のほうに移っていくのでしょうか。

(道路課副参事) 現在のところ、道路課のほうではちょっと申し上げられない状態です。

(橋本) それでは次、45ページのバスのバリアフリー化支援事業補助金って、これ歳出にも出てくると思うのですけれども、これ低床式のバスの補助金ということですが、これは何台分になるのでしょうか。

(道路課副参事) こちらは2台が対象となっております。

(橋本) これ今バスの、通常ですとみんなほとんど低床式ではないのかと思うのですけれども、市で補助金を出すというのはどういった理由で出すのでしょうか。

(道路課副参事) こちらは、県のほうの事業でもノンステップバス導入促進事業補助金ということを行っております、こちらが県のほうは平成30年まで上限70万という設定で、あと目標値を設けておまして、導入率70%という目標率を掲げておまして、こちら達成されるということで、31年度から50万に減額されます。市町、これは3市町で鴻巣、吉見、東松山で距離を案分して補助金を算出しておりますが、市町も50万円という形で合わせる形をとっております。ですので、3市町で1台50万、2台で約100万円の補助を行うこととなります。

(橋本) 来年度で導入率はどのくらいになるのですか。

(道路課副参事) 県のほうのもらった資料ですと、平成29年度末の導入率が69.9%ということになっておまして、30年度末では当然70%を超えるということで減額すると、引き下げるということを伺っております。

(橋本) わかりました。では、51ページの都市計画課の身近なみどり市

町村支援事業補助金、これ歳出にもあれしたかと思うのですけれども、これはどんな内容の補助金なのでしょうか。

(都市計画課長) こちらのほうは埼玉県の補助金でございます、簡単にイメージをしますと、芝生とか植えた場合について、あと高木も該当するのですけれども、緑化をした場合については対象地が500平米以上が対象になりまして、2分の1の補助金が得られます。上限は1,000万円までということで、緑化した場合の補助金になります。去年ふきあげ本1公園という、吹上本町1丁目に公園の寄附を、土地のほうを寄附していただいて、公園を整備したわけですが、そののところに芝生を植えて該当させたという事例がございます。

以上です。

(橋本) 来年度も、31年度もそういうところがあるということなのか。

(都市計画課長) こちらのほうについては、公園整備事業で計画をしております広田中央特定区画整理事業地内の街区公園の整備に充てようと思っております。

以上です。

(橋本) あと次、65ページのコミュニティバス運行負担金、これフラワー号の川里の工業団地からだと思うのですけれども、川里工業団地で何か所か工場とか事務所が閉鎖か撤退というように聞いているのだけれども、この金額というのはそのままなのか。減額がされたとか、そういうことはないのでしょうか。

(道路課副参事) 29年度までは19社からいただいておりますけれども、今年度から1社減りまして、18社という形になっております。

(橋本) その社によって金額も減額したということなのか。

(道路課副参事) 負担の割合ということで、1社当たり月額2,000円という形で覚書のほうを締結しておりますので、2,000円掛ける12で2万4,000円減額しております。

(橋本) 歳出の115ページの放置自転車対策事業、これいつも対策協議会委員報酬とかいつもいろいろなところに委員会ってあるのですけれど

も、この委員会というのはどんな内容の審議をしているのでしょうか。

(道路課副参事) こちらにつきましては、2月13日に今年度ですと開催いたしまして、自転車、来年度より導入する学割について、協議のほうをしていただいております。また、来年度、31年度分につきましては、消費税導入に伴いまして、整備センターのほうの定期料金、利用料金につきまして、料金改定が見込まれておりますので、料金改定について議論をしていただく、承認をもらうような形になります。

(橋本) 続いて、123ページの公共交通維持事業、これフラワー号だと思っておりますが、その7番、賃金の臨時職員賃金というのは、これは何の臨時職員なのでしょう。

(道路課副参事) こちらについては、今年度も臨時職員のほうを採用しておりますけれども、デマンド交通の登録証の発送業務、それからシステムへの入力作業、こういった業務を臨時職員のほうで対応しております。

(橋本) これ毎年、来年度もというか、ずっと臨時でやるということなのですか。

(道路課副参事) 登録証の発送業務等は、単純な作業で、なおかつちょっと量も多いものですから、臨時職員での今のところ対応を考えております。

(橋本) 247ページの緑化推進事業というのがあるのですが、この緑化推進事業の委託料と書いてありますけれども、これはどういったものを委託しているのでしょうか。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、毎年家庭内募金ということで、緑の募金をしていただいております。各自治会さんのほうにお願いをしておりますして、募金活動しておりますして、それを公益社団法人の埼玉県緑化推進委員会さんのほうに各自治会さんが納めていただくこととなります。その納めていただいた金額の半分以上が翌年に、収入にもありますけれども、半分以上が市のほうに歳入として入ってきております。このお金を利用いたしまして、公園の緑地緑化、花はちょっと植えられないので、主に植栽の木を植えるということで活用しております。

以上です。

(橋本) 289ページの土木総務費庶務事業の委託料の用地取得業務委託料、これの内訳とか内容を教えていただきたいと思います。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、埼玉県土地開発公社のほうに委託をしております、その委託料金になります。こちらのほうについては、三谷橋一大間線の2期区間の用地買収、それから建物補償、これに携わるものについて、用地担当という都市計画課の用地担当がいるのですけれども、職員担当3名ということで、市内の地区の区画道路であるとか、公園であるとか、あと他課からのご依頼のものであるとか、あと道路課さんのほうで市街化編入のための区画道路とか、そういう道路買収も主にやっておりますので、三谷橋一大間線の第2期区間ということに限ってこちらのほうの埼玉県土地開発公社のほうに委託をしております。これの報酬ということで、かかった費用の2.5%の消費税を掛けております、その金額がこちらの503万9,000円という金額になります。ですから、成功報酬に2.5%を掛けて、それに消費税を掛けた金額を委託料として計上しております。

以上です。

(橋本) ごめんなさい、もうちょっと。契約が済んだところに対して、その金額に対して消費税ということですか。

(都市計画課長) 契約額に対してです。

(橋本) これ三谷橋一大間線がほぼ34年度ですか、終わるということで、それ以外のこともさっきやっていると言ったのでしたっけ。

(都市計画課長) 先ほどほかにやっているというのは、通常都市計画課の用地担当が実際行っている用地にかかわる用地買収とかのものについては用地担当が行っております。ですので、今回開発公社にお願いしているのは三谷橋一大間線の2期区間のみです。

(橋本) では、これ終わったら、この方たちはもう委託はしないということよろしいですか。

(都市計画課長) 今後2期区間が終わりますと、あくまでも関連するところが、例えば上尾道路が今後北にも延びてきた場合等については、今

度は荒川左岸通線から、いわゆる西側といいますか、南側に上尾道路までつながる部分が3期と通称言っているのですけれども、場合によってはそういうものとか、そういう大きな計画道路とかというところに充てることも考えられます。

以上です。

(橋本) それでは、291ページの道路台帳整備事業の修正委託料、これ本会議でも質問されたとは思いますが、2,300万、これ何件分で、大体毎年このくらいの金額がかかっているのでしょうか。

(道路課長) 道路台帳修正委託料の2,300万ですけれども、前年度の道路の新設、廃止等の移動及び吹上地域の過年度分の台帳修正をする委託料なのですけれども、前年度の道路の新設として8件、前年度の道路の廃止として3件、ほか修正、それとあと吹上地域の過年度分として約8キロということで前年度はやっております。

以上です。

(橋本) 大体毎年このくらいの金額がかかっているということなのでしょうか。

(道路課長) その年によっても違うので、ある程度同じような額では予算は組んでおります。

(橋本) 293ページのブロック塀等撤去築造補助金、これは本会議でも話があったと思うのですけれども、これをもう一回再度お聞きしますけれども、何件分なのでしょう。

(建築課長) これにつきましては、ブロック塀の撤去の補助金の上限が10万円で、その後の生け垣の撤去の補助金の上限が20万円となっておりますので、両方をやられた方は上限30万円ということになっておりまして、一応10件を想定して300万円を計上しております。

(何事か声あり)

(建築課長) 済みません。生け垣撤去でなく、生け垣の設置ということなんです。

(橋本) ちょっと確認なのですけれども、危険なブロックを撤去して、それは次は生け垣にしなければいけない、またそこをブロックにしては

いけないのですね。それはどう、ちょっと。

（建築課長）今回の補助金は、ブロック塀を撤去したところに生け垣を設置したものについては補助金をということですので、もちろん後にブロック塀とかフェンスをやっていただいても、それは構わないのですけれども、その場合にはブロック塀の撤去の分についてだけ補助金を交付させていただくということになっております。

（橋本）やっぱり災害対策として、国とか県は生け垣を勧めているのですか。

（建築課長）必ずしも生け垣を勧めているわけではないのですが、生け垣であれば倒壊する恐れがないということと、それとあと緑化、やはり生け垣も緑化による、生け垣をつくることによってまちの中を緑化するというようなことが非常にいいことだと考えておりまして、それで鴻巣市の場合には生け垣の設置についてのみ補助金の交付ということにしております。

（橋本）あと、307ページの駅南通線街路事業、これは駅のところから上尾道路までだと思うのですけれども、具体的にどのようなふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

（都市計画課長）こちらのほうについては、駅南通線については、鴻巣駅の西口から上尾道路までの区間が対象の区間になっております。荒川左岸通線までは既に完成をしております、そこから位置的にはつつみ学園さんですか、たんぽぽ荘とかある、あそこの大体交差点に、いわゆる上尾道路と十字路で一応今お願いはしているのですけれども、あそこの部分で交差をします。第一クリニックさんとか途中にあると思うのですけれども、第一クリニックさんのちょうど東側というかですか、駐車場のあたりをかすめるような感じで、先ほど言いましたように荒川左岸通線からつつみ学園ですか、そこの大体入り口の通り、このあたりが位置的になるものです。今回計上しましたのは、いわゆる路線測量、測量の中でも路線測量と、それからあとは基本設計のほうですか、それを予定しております。

（橋本）そうすると、テニスコートとかがありますよね。あの辺がなくなる

ということだと思えるのですけれども、それとあと、それに係る住宅とか今あるのでしょうか。

(都市計画課長) ちょっと暫時休憩で。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 2 5 分)



(開議 午後 1 時 2 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 済みません。正式名、駅南通線でございました。済みませんでした。

ご質問の中のテニスコートであるとか住宅、建て売りがテニスコートから幾らかつくりましたけれども、一応先ほどの松原ではないですけれども、該当はします。いわゆる支障というか、道路をつくるためには、家とか支障の物件というのはどうしても出てきます。

以上です。

(橋本) 結構あの辺まだ新しい家もありますけれども、やっぱりそういうのはちょっと一筆書いていただいているということなののでしょうか。

(都市計画課長) こちらのほうについても、一応53条とか、そういう届け出は出していただいております。先ほどのお話のあった、いわゆる公拡法であるとか、あと地区計画もあそこありますし、一連のものについては提出をしております。

以上です。

(橋本) あと、その下の公園整備奉仕活動団体助成事業の公園清掃謝礼、これは何校分で、1件当たり幾らなのでしょう。同じページの公園清掃謝礼。309ページ。

(同じページじゃないんだの声あり)

(橋本) 戻ってしまいました。済みません。309ページです。同じではなかった、済みません。

(都市計画課長) こちらのほうについては、我々のほうで管理している公園の中で、地域の、これは自治会さんが主になるのですけれども、一

応7名以上の方のいわゆるご賛同を得て設立した団体さん、子ども会とか、あと自治会とか、そういう団体さんに対して、毎月のいわゆる清掃であるとか、あとは年間何回かというそういう除草の回数を決めておりました、それで協力をしていただいております。今現在、平成30年の現在ですと、41団体ございます。その後31年のときには2団体ぐらいご協力を得ようということ、31年度は43になる計画なのですが、中にはちょっと奉仕活動ができないという団体さんもございますので、そういう団体さんの場合はできないということで、実際減る場合もございますが、純然たる今の件数からすると、30年度が41件で、それで43になる予定です。

金額のほうについては、面積に応じてこちらのほうは変わっております、その規模とか、それによってですので、人数が何人とかというわけではなくて、公園の面積によって、実際奨励金のほうは交付させていただいております。

以上です。

(橋本) 私のところも実は毎回夏になると雑草の除草作業をしているのですが、大体高齢化してきて、かなり厳しくなっているのですが、これ基本的に若い人が……これはいいです。やめます。済みません。

では次、311ページ、鳥害対策事業、いつもムクドリとかやっていると思うのですが、ムクドリではなく、ハト……

(何事か声あり)

(橋本) ムクドリはやめて、ハトの対策というのを人形町の県営か市営、どちらかですけれども、やっぱりハトの害が多いということで、ハトの対策というのは何か考えているのでしょうか。

(都市計画課長) 申しわけないのですが、今回私どもの都市計画課のほうで上げてございますのは、主に鴻巣駅なのですけれども、駅周辺、鴻巣駅、それから吹上駅もございしますが、駅周辺の鳥害対策ということで、主に鴻巣駅と。いわゆる都市施設の都市計画課が管理なので、申しわけないのですが、それ以外のものとか都市計画施設以外のものについては、

今回のこの予算には該当しないということでご了承していただければと思います。

以上です。

（橋本）都市施設のところに、やっぱりムクドリだけ、ハトの害はないのですか。

（都市計画課長）こちらのほうについては、私どもではなくて、駅ですか、鴻巣駅とかのいわゆるホームの中に、要はハトが集まってくるということは伺っております。こちらのほうについては駅のほうでもいろいろ伺ったり、我々のムクドリとかのいろいろ、交流ではないのですが、その中で一応話した中では、ハトの場合については、要はわなではないですけれども、要は箱に餌を入れておくと、個数も少ないのでそこに集まってきて捕獲をしているという業務委託で、それはJRさんのお金でしているというのは伺っています。ただ、ムクドリの場合については数もあれですし、要は仕掛けをしてもという中では今我々のほうは対策をとっているのですけれども、ハトの場合についてはそのような、いわゆる多分恐らく環境課のほうでそういう許可を得た上で捕獲をして、いわゆる捕殺というか、されているというのは聞いたことはございます。以上です。

（橋本）わかりました。

次、313ページの大間近隣公園整備事業、これの委託料の費用対効果分析業務委託料というのは、これはどういった業務なのでしょう。

（都市計画課長）こちらのほうについては、費用対効果分析業務委託でありまして、補助金等を使う場合について、いわゆる公共事業を実施する際について、その事業の効率性であるとか透明性を確保することが求められるということもございまして、適切な事業を実施するために整備事業に必要な費用であるとか、いわゆる整備の事業によって得られる価値等を数値で算定をいたしまして、経済的な効率とかを評価をするものでございます。こちらの費用対効果の分析につきましても、社会資本の整備総合交付金における都市公園事業は、交付要件として新規採択時にこの費用対効果の分析を実施することになっております。ということか

ら、大間近隣公園についてはこちらの業務委託のほうを形状いたしました。

以上です。

（橋本）あと、315ページ、東口駅通り、一番下のところなのですがけれども、多分マンションがオープンするのではないかなと思うのですがけれども、記念式典業務委託料というのがあるのですが、これは何かイベントをするということなのですか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）平成31年度に公園整備を行いまして、街区公園を中山道と駅通りの交差点のところに整備する予定でございます。整備して、その式典ということで、業務委託の部分の予算を計上させていただいております。

以上です。

（橋本）この金額が70万円ですか、こんなにするもの、どのくらいの式典をされるのですか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）近年の道路開通とか橋の開通の式典の予算が、財政のほうと原課のほうを確認したところ、通常50万程度の委託費を組んでいるのが通常という中で、公園のところについてはテナントとかイベント関係の委託費、プラスそのプラスアルファ20万というところなののですがけれども、計上させていただきまして、一応70万円という部分で計上しております。

（橋本）プラスアルファというのはどういったものなのですか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）聞き取りしたところでは、やはり50万という中ではなかなか難しいという状況を伺っていましたので、財政と相談しましたところ、70という数字でお願いしたところでございます。

（橋本）最後に、321ページ、市営住宅施設維持管理事業であります、きょうも先ほど道路認定のほうで見てきた馬室住宅ですか、平家のところがもうあと2軒しか残ってなくて、あとつなぎのやつが、手前が全部いなくなって、1人しか住んでいないと。あそこの土地だけで3世帯しか住んでいないのですけれども、この住宅は将来的にどうするのか、

それだけお伺いしたいと思います。

（建築課長）あそこは原馬室第2団地というのですが、現在木造の戸建てが4戸、1棟はちょっと今年度解体をしまして、4戸建っています、それぞれに入居者がおります。長屋式のものが1棟建っているのですが、こちらのほうにも1世帯だけ、全部で5世帯あるのですが、そのうちの1世帯だけ居住者がおります。ですから、合わせて5世帯の方が住まわれているのですが、一応今の段階では入居停止になっておりまして、新たな方は入れないということになっておるのですが、現状特に今後の計画とかは具体的なものにはなっていないくて、しばらくの間は日常的な修繕を行う中で住み続けていただくというようなことで考えております。

（頓所）297ページの道路改修事業であるとか、道路維持補修事業、それから道路改良事業、似たような名前があるのですが、私の認識では、道路改修事業というのは……改善する、3つの、補修というのは何となく、穴があいているのをちょっと補修するのかなど。改良と改修ってどういうふうな違いがあって、その区分けというのはどうなっているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

（道路課副参事）まず、道路改修事業につきましては、今現在ある老朽化した舗装または側溝などの機能回復を求めるものです。そして、道路維持補修事業につきましては、現在使われている道路、そういったものの機能を維持していくため、先ほど委員さんが申しあげました穴埋めだとか、中には維持していくために樹木の剪定をしたりとか、そういうものが含まれております。

（何事か声あり）

（道路課副参事）はい、清掃も含まれております。また、道路改良事業につきましては、現在ある機能をよくする。例えばなのですが、歩道を新規でつくったり、拡幅して機能を改良するために道路側溝を追加して入れたり、そういった機能をよくすることになります。

以上です。

（頓所）そうすると、具体的に道路改修事業をする場所、2億という大きな金額なのですけれども、こういうのは大体今年度はここ、次のペー

ジの改良事業についても今年度はここと、大体の道路の改修及び改良は決まっているのですか。

(道路課副参事) 道路改修につきましては、現在、当初読み上げさせていただいた内容ですと、主な場所としましては、中央地内、市道A—1022号線、北中野地内、市道A—1031号線、新宿1丁目地内、市道吹19号線、屈巢地内、市道川5号線、こういった舗装の打ちかえや側溝の改修などを行いまして、全体では現在のところ30カ所、合計30カ所の改修工事を見込んでおります。

また、改良工事につきましてでございます。改良工事につきましては、主なものといまして、川面地内、市道A—1001号線、人形2丁目地内、市道A—119号線、屈巢地内、市道川104号線、ほか全体で12カ所を予定しております。

以上でございます。

(頓所) それでは、続きまして303ページの社会資本総合整備計画事後評価審議会運営事業、4名分の報酬なのですけれども、この委員のどういう方がなっているのか、それから具体的に審議する内容をお伺いいたします。

(都市計画課長) こちらのほうについては、事後評価ということで、でき上がっている、もう社会資本の整備総合交付金で整備をされた後の、でき上がったところ、現場とか、あと内容のご報告を差し上げて、それがいわゆるこちらの意図に合ったものとしてでき上がっているかどうかというのを、職員ではなくて第三者の方に見ていただいております。構成委員さんのほうなのですけれども、鴻巣市の都市計画審議会の委員さんをやられている方、それとあと社会資本の場合については防災もございまして、あと交通だとかございますので、これ女性の方なのですけれども、くらしの会の方、それとこれ県の防災アドバイザーになられている方がいらっしゃるのですけれども、その方、あとは過去に我々と同じように、いわゆる公務員だった方で、いわゆる下水とか工事に精通されている方がいらっしゃいますということで、この4名の方をお願いをしております、それぞれの分野から見ていただいて、いろんな感想で

あるとか、それと次の計画に反映できるようなご意見をいただくというところで、今回事後評価ということで一応しております。

以上です。

(頓所) それでは、続きまして307ページ、駅南通線街路事業なのですけれども、今回測量をして設計をして、何となく計画が進んでいくのかな、事業化が進みそうな気配なのですけれども、その中で先ほどもちょっと荒川左岸の道路認定のところでも聞いたのですけれども、結局道路ができてそうなところに家を建てていますでしょう。そこって考えてみると、解体とか、この道路が新しく進捗していく中で、荒川左岸のほうはなかなか認定はしているけれども、計画はあるけれども、それが事業化するのがなかなか難しいというか、先延ばしかなと思っているので、いいのですけれども、ここの駅南通線の場合には、結構早い時期でやって、先ほど橋本委員もおっしゃいましたけれども、あそこに家が建ったのは結構二、三年前なのかなと思って、それをわかっているのに道路認定だとかしてしまおうってどうなのかなと思っていることなのですが。

(都市計画課長) 今頓所委員さんのお話のことについては、重々我々のほうも承知って言い方悪いのですけれども、しております。ちょっとそれから離れて、過去の例なのですけれども、三谷橋一大間線の3期の区間、先ほど言いました荒川左岸線から上尾道路までの区間につきましては、たしか平成27年かと思うのですけれども、いわゆる先行買収をしております。こちらのほうは2期がある程度目鼻が立ってきているので、上尾道路が本格的に27から活発に動き出したので、それを見越してではないのですけれども、そういうことがありまして、一応先行買収をしております。そこは、開発もされて、道路もできてしまっているのですけれども、家が建つと、いわゆる土地と家と両方ということになりますから、数千万円のお金ということになりますので、そちらのほうについては先行買収をさせていただきました。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時46分)



(開議 午後1時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) いわゆる都市計画道路といいましても、まずは都市計画決定をした段階と、それから事業認可という、いわゆる法の網がなお強くかかるものということで、今回駅南通線の場合についてはまだ、いわゆる路線測量も終わっていない、まだ何も状態終わっていない中では、用地買収をするといいましても、まだ用地確定はできないまま、買うこともできませんし、いわゆる事業認可をとるまでということで、正規のいわゆる手続をとった中で開発をかけていただいて取得したものでございます。

以上です。

(頓所) 続きまして、309ページなのですけれども、公園整備奉仕活動団体助成事業、公園整備のことについて聞きたいのですけれども、ここは先ほど41団体がありますと。地域の方が7名以上集まった方々がそれぞれの地域の公園の整備をされているという話がありました。鴻巣市における公園って、登録所というのかな、176ぐらいありましたよね、公園って。違う。結構たくさん……数はやめましょう、では。

(いいですけどの声あり)

(頓所) たくさん数があると思うのですけれども、整備されている地域の方、あるいは次のページの委託管理、公園管理運営事業の中できちんと整備されているところはいいと思うのですが、それ以外の公園というのは、定期的に見たり、きちんと整理管理はどのようにされているのか。

(都市計画課長) 市のほうで管理してございますのは232公園ございまして、176については都市公園、その中のいわゆる市が持っていて、告示もしてあったり、あとは借地公園ですけれども、鴻巣公園のように告示はしている公園というのがあります。それ以外のものについては、いわゆる借地で借りたりとか、あとは神社とかお寺で借りているものを含めて、市で管理しているものは232ございます。その中には、指定管理という

14公園の指定管理の公園もございませう。それは、一切我々のほうではなくて、指定管理が全部してございませう。そのほかの公園につきましてもは、先ほどの都市公園の176と、あと借地公園も含めてシルバー人材センターさんのほうに、いわゆる除草であるとか清掃、あとトイレの清掃とかはお願いをしてございませう。また、シルバーさんは最近、当初とは違つて、今は脚立を使つての木の剪定等できませんので、あとは健康上やっぱり高齢の方なので、薬剤散布、いわゆる桜とかの害虫駆除ができませんので、そういうものを含めて、あと高木の場合を含めて、こちらのほうは市内等の造園さんのほうに維持管理をお願いしてございませうして、都市公園の176の公園とそれ以外の遊園地、神社とか含めて、一切差異はないです。全部同じような形でシルバー。ただ、当然利用の頻度によりまして、トイレの清掃の回数であるとか、そういうのはちょっと若干違いがございませうますが、全然シルバーさんとか手が入っていない公園はございませう。

(頓所) そうすると、公園整備の中のどこのところで、予算のどこのところになるのですか。

(都市計画課長) 309ページでいいますと、上から鴻巣地域公園管理委託料、その下の吹上、その下の川里、その下、鴻巣地域施設維持管理運営事業、あとその下、川里・吹上地域公園等運搬処分業務委託料です。それから……主に地域、昔、それぞれシルバー人材センターさんが鴻巣、吹上、川里ということで分かれてございませうるので、合併後も引き続きその地域でやられていませう、シルバー会員さんのほうをお願いしてございませうるので、地域単位に大体お願いしてございませうるので、頭に鴻巣とか地域が入っているところがシルバーさんになっていませう。

ちなみに、指定管理の公園、14公園についても、シルバー人材センターのほうも活用してございませう。

(頓所) 公園の管理がきちんとなされていませうということがよくわかりませうました。ありがとうございます。

続きまして、313ページの既設公園施設遊具改修事業での、ここはどこの公園で、公園いろいろ老朽化というか、結構古くなつていませうところもあるのですが、それも順次計画的に遊具も改修していくという考えがある

のかどうか、あわせてお伺いします。

（都市計画課長）遊具の改修ということで、毎年遊具の点検事業というのがありまして、いわゆる既設公園の遊具点検事業というので定期検査を業者さんというか、いわゆる資格を持っている方をお願いをしております、A B C Dというランクづけをしていただいた中で、Dというのは、これはもう危険で封鎖しなさいというものですが、これについては鴻巣市では該当ないです。過去にはありましたけれども、今はもう該当しないので、主にCランクの遊具があります。ちなみに、平成30年度ですと、一応101基ですか、Cランクがございましたので、それを地域である程度平準化して、いわゆる計画を立てて遊具を。Cランクのものを減らしていこうというふうになっております。

以上です。

（頓所）今回のこの予算に計上されている既設の公園というのはどこを指すのでしょうか。

（都市計画課長）どこの公園というわけではなくて、鴻巣地域、吹上地域、川里地域でおおむね配分してございまして、今回予定ですと、鴻巣地域は15基、それから吹上地域が5基、川里地域が一応3基というふうになっております。

（頓所）そうしましたら、次の次の下の公園台帳システム事業なのですが、このシステムの内容と、何をシステム化していくのかをお伺いいたします。

（都市計画課長）こちらのほうについては、システムってちょっと名前がついているのですけれども、公園台帳のいわゆる紙ベース、当然今の時代ですから、CADという、いわゆる図面を使うというのも当然あるのですけれども、それがシステム化されているというわけではなくて、成果品としてはCDに焼いたCAD図面というものも含めて、電子データとしてはいただいているのですが、実際公園といたしましても、近隣の方が何か建物をつくりたいとか、ブロック塀をつくりたいとか、そういうふうな申し出等あった場合、いわゆる境界証明って歳入でもあったと思うのですけれども、それを要は確定するためには、いわゆる公園の測

量をしなくてはいけないので、まず公園の測量をいたしまして、公園管理者なので、都市計画法にも決められたとおり、要は公園台帳を整備しなさいという決まりがあるのですけれども、そこには遊具とか、樹木であるとか、あとは便益施設とかトイレとか、そういう施設がありますという、そういう管理をするために、要はその公園の調査をして、管理台帳という、そういうものをつくる事業になります。それを修繕とか遊具を設置した場合については逐次そのシステムというか台帳に、今はちょっと書き込む状況ですが、しているというのがこの事業でございます。まずは公園台帳をつくるというのが今回の委託の費用になっております。

以上です。

（頓所）315ページの鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業の中の15番の公園整備工事について、確認なのですけれども、ここ前防災も設置するというような話も聞いたことあるのですが、具体的にどんな公園になるのか、確認のためお伺いいたします。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）今回議案の資料としてお配りしたのものにも書いてあるのですけれども、公園整備の計画につきまして、平成30年度は中山道に面して、市民の皆さんや来訪者に親しまれる憩いの場としての休憩所、災害時の一時避難場所としての活用、夏まつり、おとりまつりなどのイベントとして利用できる広場やトイレを設けた街区公園を整備するという内容で一応ご説明しております。

（秋谷）まず、9ページの債務負担のところの鴻巣駅の東口の第1駐車場の監視カメラリースと事前精算機リースについてお伺いしたいのだけれども、私の認識がもうかなり古いおつむになってしまったので、改めてお伺いするのだけれども、例えば監視カメラのほうは……どっちも第一だからあれなのか、タイセイでしたっけ、今指定管理を受けているのは。そのあたりからちょっと確認を、現在。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）第一駐車場におきましては、今指定管理のほうは高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社でございます。

(秋谷) それで、ここの要は指定管理者の、ある程度意向もあるし、あとは組合の関係もあるから、この部分というのはある意味いじりようがないという理解になってしまうのだけれども、そういう理解でいいのかな。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 第1駐車場の管制システムが指定管理者というわけではなくて、当初三菱プレシジョンという三菱の製品で、そこのやはりどうしても製品に更新の中ではなってくるということで、限定はされているということでございます。

(秋谷) あそこの駐車場は市営の駐車場なわけだから、例えば金額的なものであるとか、もっと市の裁量というものが、余りきいていないようなイメージなのです、市の裁量が、市の駐車場であるにもかかわらず。もし間違っていたら、それは間違いですと、しっかり市の裁量がきいていると言ってもらえばいいけれども、私の認識はそんな感じなのだけれども。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 鴻巣駅東口駐車場として第1駐車場、立体、第2駐車場ございますけれども、市営駐車場ということで、特に第1駐車場のほうの立体のほうは、ショッピングモールとの連動が強い部分が、当初設置に当たりまして当然出てきているわけなのですけれども、当初ショッピングモールの店舗用としての台数と、またそれ以上の台数ということで、もちろん駅利用者等々を考慮した台数となっております。駐車場、市営ということで、当然利用者のメリットということで1時間無料ということも行っておりますし、かなりショッピングモールとの連動はあるのですけれども、市営駐車場としての当然役割というのはあると思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)

(開議 午後2時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 市営駐車場としまして、当然市の

ほうとしても市営駐車場の役割はあると思います。

（秋谷）どうなのでしょう。金額的なものが、5年間の債務負担として、要は高いのか低いのかという、要は基準なわけです。例えば入札でも何でも、やって決まるのであれば、ある程度わかるではないですか。ただ、この部分についてはそういったものが我々の目に触れないので、基準がわかりません、単純に言ったら、この金額の。そのあたりを教えてくださいませんか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）先ほど申し上げたとおり、いろいろな管制機器がございます。それで当初入れて、もう更新の時期ということで今、年次計画で行っているところです。一度に買う価格がありまして、今財政のほうと相談して、リースで更新していこうという計画の中で行っています。リースを算定する価格の値段なのですけれども、当然どうしても製品がもう決まってしまうので、その取り扱っている指定店というのがほとんど1社ということで、そこと交渉しながら今進めているのが状況でございますので、同等品があれば参考に交渉できるのですけれども、どうしてもここの専門の部分につきましては、他社と比べようがない部分については、その会社と定価と交渉ということで、値下げの中で今予算を組んでいる状況でございます。

（秋谷）そうすると、管制システムから何から、当初駐車場のシステム全部全体で金額ってご記憶というか、もし記録があれば教えてもらいたいだけでも、どの部分に幾らとか、カメラが幾ら、事前精算が幾らとか、そういった細かなデータ、もしお持ちであればお示しをいただきたい。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）今ちょっと手持ち資料ございますので、後ほどご報告いたします。

（秋谷）次、29ページの下段のほうの駅前広場のタクシー・バス駐車場使用料のところなのだけれども、これは認識としては、あそこは駅前の広場、市道と見るのか、それともタクシーとバスの駐車場部分が市道と見た場合の専有という捉え方でいいのかな。

（都市計画課長）ロータリー自体、タクシーだとか路線バスが通行する

ところについては、これは市道認定をしております。タクシールとバスの島みたいになっているところについては、これは市道認定していないので、要は停留するという事で使用料をいただいていると、そういう解釈です。

(秋谷) 広場のタクシー、バスの駐車場使用料というのは、例えば北鴻巣の東西とか、鴻巣の西口とか、あとは吹上の北、南か、そういったところの設定というのはどうなっているのでしょうか。

(都市計画課長) 鴻巣駅は委員さんもお存じのようですねけれども、鴻巣駅の西口については、そういうようなスペースはございません。北鴻巣につきましては、ちょっとわかりづらいのですが、4台ほど、ちょうど島になっている、ケヤキだとか植えてあるところのちょうど間、切れ目切れ目、3つぐらい島があるのですけれども、そのところの切れ目のところにちょうど4台分ぐらいのスペースがございます。ですので、4台分をいただいております。吹上駅の北口のほうについては、ちょうど時計台が真ん中にあるかなと思うのですが、あそこのところがいわゆるタクシールになっております。南口につきましては、噴水がございまして、それを取り巻くような形でタクシールがございます。あと、北鴻巣の西口はございません。ですので、鴻巣駅の西口、それから、北鴻巣駅の西口、こちらのほうについてはタクシール等はございませんが、あとの駅についてはタクシールはございまして、バスプールがあるのは鴻巣駅の東口のみです。

以上です。

(秋谷) そうすると、この83万1,000円は、今言った他の駅の、鴻巣駅の東口以外の、要はタクシーの部分も含まれているという理解でいいのですか。

(都市計画課長) はい、そうです。あと、バスも含めてです。

(秋谷) 35ページ、歳入でいうと35ですか、歳出だとゾーン30のところだから、歳入のほうでちょっとお伺いしますけれども、議案の請求資料の中で、このゾーン30、今回ひばり野と中央地区の施工予定のところは、もちろん大きな通り、県道が下にあって、この地図で見て右側が免許セ

ンターの通りか、それで前が市役所の通り、ある程度大きい通りに囲まれているわけなのだけれども、要は通り抜け車両が何げに多い道路だなと、そういう私は認識があるのです。例えば入る地点にゾーン30という路面標示とかを見たりはします。ただ、ドライバーがどれだけこのエリアの中がゾーン30だって入る時点で認識ができるものなのでしょう。自分たちは前々からこうやって行政の方々から、このエリアはゾーン30になっていますというので、実際自分たちが、宮地なんかでも入ると、ゾーン30になっているなというのはわかるのだけれども、一般の方々が通り抜けなんかで利用される場合なんかだと、そういうゾーン30とはという話からもう認識がすごく薄いものなのではないかなと思うのです。そういったところって、何かほかの地域とかを参考にして改善というか、強いアピールというか、そういう方策なんかお持ちなのではないでしょうか。

（道路課副参事）まず、通るときに標識と路面標示でということ、初めはわからないかもしれないのですが、通っているうちに目にいて、気をつけていただくということになるかなと思います。

それと、市民に対しましては広報などでもこの区間、この区域はゾーン30ということで周知のほうは図っております。

（秋谷）何でさっき地図を見て言ったかという、免許センターに来る方々というのは、鴻巣市民以外の方が大勢来るではないですか。それで、何げに朝なり夕方なりというのは混み合いますよね、道路が。そういったときに、例えば中の住民はゾーン30だから、ある意味そんなに飛ばす車がないと思うのだけれども、問題は外から入る車ですよね。そういった方々に対してのあれなのです。検問があるわけではないし、例えば30キロのスピードでなければ通れない道というわけでもないし。そういったところのお考えというのを伺いしてみたいのだけれども。何もない。

（道路課副参事）まず、区域としましては、外周道路はゾーン30には該当しません。中に入ってくる車ということなのですけれども、今のところ、標識と路面標示しか手だてがない形にはなっております。毎日使う方ではなくて、免許センターとかにもう何年かに1遍しか来ない方に対

してとなると、標識と路面標示だけになってしまいます。

（秋谷）例えば警察のほうで埼玉県内でいったらいろんなところをゾーン30に指定してやっていただいているのだから、例えば宮地でこの間やっていただいたところでそういった工夫を特別見受けられないのだけれども、他地域で何かそういった対策的なものを打っているような事例なんか聞くことはできるのかな。もし聞くことができれば、そういった対策はあるのでしょうかと聞いて、もしあれば、あるいは教えてもらえれば、何かしらはっきりしたものが打てると思うのだけれども、どうだろう、聞けますか。

（道路課副参事）事例につきましては、鴻巣警察のほうに確認のほうを今後してみたいと思います。それと、宮地につきましては、真ん中の総合体育館の通りなのですけれども、あそこについてはセンターラインが入っていたのですけれども、あれを消して、幅員のほうを絞っている形になっている。その時点でスピードは落ちるような形になるかなと。その辺は工夫をしております。

（秋谷）293ページで、先ほどはブロック塀のお話があったと思うのですけれども、住宅等耐震改修促進事業のほうの、問題は木造住宅の耐震診断と耐震改修の助成金で、たかだか35万円の話をして毎回毎回させてもらっているのだけれども、何かこの項立て自体がもう意味をなしていないような私も最近では認識になってしまったのです。というのは、件数が上がってこないから。簡易診断を一生懸命いろんなところでやっていただいているのは前からのやりとりで認識があるのだけれども、例えば、ではいざ診断かけて改修するぐらいだったら建てかえてしまったほうが良いというような話もあるし、どうなのですか、これ自体を予算化する。予算がないのではもちろん困るのだけれども、いざというときに。ただ、実際前年度、過去の実績から見ても、ほぼ上がってこないような状態ではないですか。これは否定できないから、そちら側は難しいところがあるのかもしれないけれども、どうしたらいいのでしょうか。もしこれをもっと使いやすく例えばするための方策、もし項目立てするならば、何かしら住民の方々が、それだったら利用させてもらったほうが良いやと思

わなければ、この項目立て自体の意味合いがなくなってしまうではないですか。そのあたりについてお答えを。いつもこちら指定してきてしまっているから。

（都市整備部副部長）住宅耐震の改修につきましては、毎回申し上げているのですが、もう1年たつごとに建物自身が古くなる。改修よりも建てかえという形と、あとはだんだん、だんだん、寂しい話かもしれませんけれども、お年寄り夫婦だけになる、あるいは一人世帯になる形も踏まえて、経済的な話もあると思うので、なかなか進まないという形が実情のところだと思います。なおかつ、本会議、前回の議会でも答弁したと思うのですが、金額を上げている市町村もあるという形なのだけれども、では上げた形の中で実績が伴いましたかというのと、やはりそうでもない。それこそ何千万単位の金を出して市がそっくり建てかえますよと、耐震促進をしているのですよというぐらいでないと、多分無理なのかなというところは痛切に感じているところです。だけれども、今秋谷委員おっしゃっているとおり、これゼロに何もしないと、市としても何もしていないのではないのという形もあるので、微々たるものでゼロ件、1件という形かもしれないけれども、そういう形も行政サービスとしてやっていますよという形の表示はしていてもいいのかなというふうに私は思うところでございます。

とりあえず件数でいうと、通常ゼロ件だとか1件だとかという形で、非常に少ない数字のものは上がっているという形ですけれども、全部が全部ずっと10年間ゼロ件ではないのですけれども、そういう形もあるので、やっぱり使いたい人もいるという形も多少はあるのかもしれないというところでご理解いただければと思うのですが、以上です。

（秋谷）例えばこれは今土木管理費の中になるのかな、建築住宅課か、今度新しくなると、そこの所管になるのだけれども、このたび空き家の所管は来年度からかな、こっちに移るのは。例えばこのたび自分たち氷見のほうに視察に行って、空き家の要は流通に適さないような特定空き家というのかな、そういったもののメンテナンスとか補助の仕組みとかを見てきたりしたのだけれども、大体今耐震とかができていないという

のは空き家に近いような状態が多かったり、ひとり住まいで何かあれば施設なり病院なり、あるいはお子さんのもとへ行くようなもの、状態のお宅が多いと思われる。大体築40、昭和五十何年以前の建物ですから、これを該当とするとしたら。そうしたら、空き家のバンク始まるのがこの4月1日の予定だから、この目自体をいっそのことそういう特定空き家を防ぐための補助の仕方とかに組みかえるような発想にしたほうがいいのではないかと思うのだけれども、どうでしょうか。

（都市整備部副部長）空き家対策とやっぱり耐震という形は多分密接な関係はあると思います。その中で、今片方で空き家ですよと走っている中で、当然建物の安全性云々かんぬんも考慮した上でのバンクという形になるのかなというところはあるのですけれども、その辺で今秋谷委員おっしゃるとおり、当然リンク的なものは必要だと思います。その中で、もし一本化できるような形の中で、そういうものでうまく回っていくようであれば、そういう形も検討する必要はあるのかなと思います。

（秋谷）307ページ前後の認識で、先ほど駅南通線の話と、三谷橋一大間線のお話が先ほど出て、それで前々から3期分というのかな、荒川左岸線の向こうに先行取得でした土地があったわけなのだけれども、私が聞きたいのはもうちょっと先の話で、事業認可をどちらを先とお考えなのかな。というのは、私の拙い脳みその認識だと、三谷橋一大間線を先の上尾道路までぶつけてしまえば、市道部分をさっさと県のほうに渡して、県道という認可に振りかえられるものだったら、維持管理の面まで考えれば、三谷橋一大間線をさっさと上尾道路にぶつける事業認可をとっていただいて、先に進めたほうがいいだろうと勝手に思っているのだけれども、今回駅南通線の予算が出てきたので、今の段階で、部長が答えたって副部長が答えたって、それは高橋さんが答えたっていいけれども、どちらのほうで我が市にとって効率的、なおかつ優先度合いの問題からしていいだろう。

（都市整備部副部長）現時点で我々のほうで考えているものといましては、まず上尾道路の供用開始時期につきましては国のほうが明確に何年というのはまだお示しをしていない状況ではございます。しかしな

から、都市計画道路、三谷橋一大間線と駅南通線につきましては、上尾道路の供用開始に合わせて確実に整備をしていかなければいけない路線だと思っています。現在三谷橋一大間線の部分につきまして、2期区間につきましては、街路事業で事業を行っておりまして、国の補助金のパッケージといたしましては、市のいわゆる社会資本整備総合交付金のパッケージの中に入れていくという状況になります。

今後整備を進めていくときに、三谷橋一大間線の3期分につきましては、恐らく県の重点枠のパッケージに入れられるのではないかなと思っています。まず三谷橋一大間線につきましては、いわゆる市の単独パッケージで動いている部分から、県パッケージのほうに移行していき、より内示、交付金のほうを取りやすい仕組みにしていきたいなと思っています。

一方で、駅南通線につきましては、こちらは今の2期区間と同様に街路事業で進めていくことになろうかと思っていますので、そうしたことを考えますと、三谷橋一大間線の2期区間が、先ほど道路課のほうからのご回答にありましたように、34年を目標に頑張っているところですので、この34年というところがもう終わるめどが確実に見えない中で、延長というのが同じ街路事業では立てにくいというのがあります。なので、事業認可といたしましては先に駅南通線のほうの事業認可をとっていきながら、三谷橋一大間線につきましては2期区間のめどが立ち次第、県の重点枠のほうを使って、その先の延伸工事を進めていくということになろうかと思っています。

(秋谷) お話は大変細かくてよくわかるのですがけれども、同時並行で場合によっては進めていく事業になっていきますよね。幾ら県のパッケージを活用しても、市のあれがまるでない、関与がまるでなくなるわけではないではないですか。個人的には、行政のほうも言うように、選択と集中とよくおっしゃるのだけれども、例えば駅南通線のほうは上尾道路までぶつけたとはいえ、あの間隔は市道の認識のままではないですか。ただ、三谷橋一大間線にいったら、国道とぶつければ、北側はもう県のほうのものになっているわけだから、全部県に移管がききますでしょう。

いかないですか。そのあたり、私は何かそういう認識でいるのです。それで、さっさとやることを選択と集中で三谷橋一大間線をやって、県のほうに今後はお願いしますとやったほうが、我が市にとっては大変助かるのではないかと勝手に思っているのですけれども、そうはいかぬですか。

(都市整備部副部長) 済みません。県道への移管というご質問につきましては、現状としては非常に厳しいとっております。埼玉県内、複数の市町村、複数の路線で県道でお願いしたいと話は多々ありますけれども、県としてそれらを受ける現実的な体力はございませんので、現時点においてはオリンピック関連ですとか、ラグビーの世界カップ関連ですとか、そういった特殊事情を除いて、新たな県道の認定ですとかつけかえというのは行っておりませんので、三谷橋一大間線につきましても、整備後に県のほうに移管していくということは、現状においてはちょっと厳しいかなと認識をしております。

(秋谷) ここで休憩にしますか、そうしたら。いいですよ、休憩にしてもらっても。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 3 分)



(開議 午後 2 時 5 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 先ほど秋谷委員さんのほうのご質問の東口駐車場の管制設備の更新の総金額ですか、総額が出ましたので、ご報告いたします。トータルで1億2,982万4,000円という数字の今修繕計画の合計となっております。

(秋谷) 309ページの、先ほど来公園整備の奉仕活動と公園維持の管理のところのお話なのだけれども、私も前々から担当の方にはいろんなお話をしている中で、例えば奉仕活動団体でいったら高齢化のお話やら何やらさせていただく中で、この間の9月のときには何ソウでしたっけか、伸びるやつで除草の手間を多少省けないかというお話をしたと思うのだ

けれども、この間ちょっと担当の課長さんからそのあたりのことをちょっと話を聞いたから、何ソウといたしましたっけ。

（都市計画課長）ヒメイワダレソウです。

（秋谷）そのヒメイワダレソウを使って、今後何かしらお考えがあるようなことを小耳にしたから、その説明からちょっとお伺いしたいのだけれども。

（都市計画課長）委員さんのほうからお話のありましたのが宮前公園という公園かと思えます。今実証実験ではないのですけれども、広田中央特定区画整理事業の中で2号公園というのがございます。今回整備するのは3号公園なのですけれども、既に整備された2号公園というのがございまして、やはり大体大きさとすると、今回の3号よりも若干ちょっと小さ目の公園なのですが、やはり除草とかという対策にちょっと苦慮している中で、緑地の部分について耕しまして、ヒメイワダレソウの苗を植えるような、そういうような計画をとっております。いわゆる除草を、ほこりとか、これほこりも当然あると思えますし、あとは土砂が流れ出したりとか、当然そういう防じんの対策もあろうかと思うのですけれども、それでそれを試してみたいと思えます。既に東裏2号で第二庁舎のところの前側に東裏1号ですか、こちらのほうがあったのですけれども、こちらについては一部しておりまして、それもちょうと足踏みをしていたのですけれども、今回広田のほうで確認してやろうと思っております。

以上です。

（秋谷）この公園整備の奉仕というか、単純に言ったら草むしりとか、そういった部分というのは本当に難しい。難しいというのは、ただ単に例えばシルバーに頼めばいいかということ、そうでないところが、当然公園で地域の方々がいろんな地域交流をするチャンスにもなるわけだから、個人的な考えだと、できる限りその地域の住民の方々に、もちろん大変なのはわかっているのだけれども、負担を減らす方向の中で交流の機会をなおかつ奉仕という形で設けてもらう方向性に持っていったほうが一番いいのだらうなと思うのです。ただ単にもう自分たち年だから、

もう市に返してしまえ、自分たち使わないから返してしまえという、この単純な発想でそういう場所を委託で済ませてしまうというのは余りいい方策でないと思は思うのだけれども、ヒメイワダレソウを使ったそういった除草作業の負担軽減などを図れば、もうちょっとそういう交流の機会であるとか、ボランティアの情操教育というのか、そういったものを広げることができそうですか、どうでしょう。

（都市計画課長）私今の考えで、当然ゼロにするわけではなくて、当然負担を軽減をできればというふうに思って、草が生えづらいということ、草が生えないというわけではなくて、草が生えづらいというのと、当然全然手を入れなくてもいいというわけではなくて、多少やっぱり伸びてきたときに、いわゆるぼさぼさ頭みたいな、そんな感じにもなりますので、多少そういう刈り取りは必要かなと思います。それは、場合によってシルバーさんをお願いしてもいいかなと思うのですけれども。

あとは、当然昨今まだ防災意識も大分皆さん強い中で、結構防災のいわゆる倉庫ですか、各自治会で防災倉庫を置くということになると、やはり公園が一番公共的にも皆さん周知できるところもありますし、置ける場所もございますので、我々のほうもいわゆるいつときの避難場所としては、地域の方からすればやはり公園というのが一番最初に思いつくところからございますから、それが要は公園奉仕活動であるとか、そういう活動することによって認知されているというふうに認識をしておりますので、軽減をしていきながら、公園も有効利用していただいて、少しでも皆さん方のコミュニケーションですか、その場になっていければというふうに担当としては思っております。

（秋谷）それで、その下の公園維持管理事業で、鴻巣の街区公園の委託と吹上の部分の委託と川里の部分の委託と分けているわけなのだけれども、例えば吹上の支所さんとか、川里の支所さんにそういった公園のご相談というのは来るものなののでしょうか。鴻巣の場合はこちらに来てしまうからあれなのだけれども、どうなののでしょうか。なかなか私もそちら側は目が行き届かないから、支所長さんで何かしら聞いているものがあればお伺いしたいのだけれども。

(吹上支所長) ただいま秋谷委員さんの公園に対する質問なのですが、吹上支所に関しましては、まず公園を使用したいという許可の申請をいただきに窓口のほうにはお見えになっております。それに伴いまして許可証のほうですとか、そういったものの対応をさせていただいております。また、時には要望等出てくるのがありますので、その場合につきましては担当所管となります都市計画課のほうへ速やかにお伝えしております。

以上でございます。

(川里支所長) 川里につきましては、公園のトイレに落書きが数回されたということで、これ何回ももう担当の都市計画課さんのほうにはお伝えしているのですが、そのたびに落書きを職員の方が消していただいているという状況で、そういった公園に対する落書きの通報等今いただいて、適宜都市計画課さんのほうには通知をさせていただきます。以上です。

(秋谷) そうすると、都市計画のほうでその都度対応いただいている中で、住民の方々の要望もおおむねかなえられていると、そういう認識でいいでしょうか。

(吹上支所長) はい、そのとおりでございます。

(川里支所長) 同様に同じでございます。

以上です。

(秋谷) 次が315ページで、東口駅通り地区の再開発事業の中で、価額確定業務という部分でちょっとお伺いをしたいのですが、従前の価格というのか、計画時における価格と終わった、従後の工事完了後の価格というのには大きな差が出るものなのですか、これってどうなのでしょう。私は全然わからないから聞くのだけれども。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 議案資料ということでお配りした中に、価額確定業務についてご説明、その中に従前、従後という言葉で表現しております。再開発事業の内容なのですが、権利変換計画というのを行って、権利者が変換する計画があって、それに伴って事業を進めていくわけなのですが、その権利変換計画がまだ計画の状

況で、その方が権利変換するものがまだ従前の概算というか、そういった価額の権利を与えている計画になっています。それを今も建物も事業が進んだ後に、事業の確定の額を算定して、実際の与えられた場所の価額が確定するわけです、従後の。それを確定させる業務委託。それが確定することによって、従前の今権利変換の計画と、事業が完了したときの精算というか、差額が出るわけですね。それを精算するところまでの業務という形になります。

（秋谷）例えば精算というのは、場合によっては金銭を払う、場合によっては金銭をいただくという話でいいのかな。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）実際はそういった精算になるわけなのですけれども、おおむね従前の試算のほうが、余裕を見るというわけではないですけれども、後でいただくような内容にならないような従前の評価をして行っているところなので、大概集めるというか、そういった精算にはならないような感じになると思います（P37「精算につきましては、委員の申したように、従前の試算と従後の試算の精算の行為でございます」と発言訂正）。

（秋谷）そうすると、その総予算の中で多少分配というわけではないだろうけれども、精算するためのお金をちゃんと計算した上で、今事業を進めているということですか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）当然土地の評価、あと建物の評価、そういったものの特に建物のほうが事業が進んでみないと、あらかじめその建物の価額というのが出てきませんので、事業費の精算というのですか、それを行った後に通常再開発事業ではこの価額確定を行って精算をする、そして解散ということで、この説明にもあるのですけれども、都市再開発法の103条に規定がありまして、こういった行為をして、解散に向けて事務を進めるという内容になっております。

（秋谷）この価額確定業務というのは、根本的に建物は建ち上がって、その建物の例えば評価をするに当たっては、周辺の、例えば今回市の公園をあの部分につくるわけだけれども、そういったものまで全て加味されるものなのではないでしょうか。単純に建物の構造物と敷地だけの価額になる

のでしょうか、どうなのだろう。何が最終的に聞きたいかというのと、例えば入居される方が全部登記を終えて、金銭を払って、新しく権利者ではない方々が全部払って、なおかつ公園の整備が終わって、そこで初めて精算になるのか、それとも公園ができなくても新しく入られる方にお金が全部入って、お金の出入りが済めば、そこで精算業務が終わりになるのかというのを聞きたいのだけれども。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 建物だけではなくて、事業費ということですので、当然公共施設の整備の部分も事業の中へ入っています。ですから、建物は竣工した建物の工事費も当然事業費の中に入りますし、事業の全体の費用の部分を、事業費全体も精査します、最終的には。それを含めて床価額ですか、従後の床価額に反映されるというふうに伺っております。

(秋谷) そうすると、精算の時期的なものというのはまだまだよっぽど後のほうになるのかな。大体いつごろをめどにしてなのだろう。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 1点、公園の部分ということなのですが、組合事業の公園の整備というのは、今の資金計画では整地までの部分は事業の中に入りまして、実際の今の市街地整備課のほうの31年度予算の工事については組合事業ではありませんので、その部分は除かれております。今言った時期的なものなのですから、平成31年7月には、建物が5月に竣工して、7月には引き渡しを行う。周りの公共施設、道路整備も31年12月、年内ぐらいに終わる。公園の引き渡しも一応年内には終わるといふ……

(何事か声あり)

(都市整備部参事兼市街地整備課長) それは市の事業ですから。組合の整備事業としては、一応年内は引き渡し、そういう流れでいきますと、年内にはもう価額確定業務を行って、解散に向けた手続に入るといふ流れになる。

(終わりのめどの声あり)

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 今の事業スケジュールでは31年度となっておりますが、再開発組合のほうは今訴訟がありまして、そちら

の関連がありますので、今の予定では31年度に事業計画はなっておりますが、ちょっとそこの裁判の行方によってちょっと不透明な部分があります。

以上です。

(委員長、ちょっと暫時休憩してください)

の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時11分)

(開議 午後3時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 先ほど価額確定業務の事業内容の説明において、従前、従後の価額のところで私のほうが、従前の価額の決め方が従後に精算のときに権利者から多く集めないような価額設定をしているような発言をしましたけれども、そこのところは訂正させていただきまして、実際従前の価額に対して事業をそれにそごがないような進め方をして、実際は精算のときに権利者からお金の精算が徴収がないような事業の進め方をしているのが通常という流れになると思います。従前の計画どおりに進めるのが実態ということで、大体従前の計画どおりに進めるのが実情ということで申し上げるところでございました。

(ちょっとよくわからないの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時13分)

(開議 午後3時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 先ほど秋谷委員のご質問にありました精算につきましては、委員の申したように、従前の試算と従後の試算の精算の行為でございます。

以上です。

(委員長) 訂正がありました。なお字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) では、その点についてはわかります。

その次に、その中で公園の整備工事というのを今度市側でやるお話なのだけれども、この公園の整備というのは現段階でどういった内容というのは先ほど頓所委員が質問したときにお答えがあったのだけれども、例えば私が個人的に物申したいのは、よくムクドリ対策で去年はいろんなことをやっていただいたけれども、例えば東口のムクドリが今度旧中の、あれは清水金物店だったか、パチンコ屋のほうに行ってギアギア、ギアギアやるわけです。場合によっては今度ここに公園をつくれば、今度ここがムクドリの集まる場所になってしまうかもしれない。例えば木を植えるにしても考えてもらわなければならないし、地面を例えば土にすれば、生き物が当然たくさん繁殖するようになるから、当然そういったものを狙って鳥は集まってくるし、何が言いたいかといったら、マンション住民からしたら、市がつくる立派な公園が隣にあるのに、実際寝起きして暮らしてみたら、そういった環境的な問題が出て、たまったものではないみたいなことを言われるのを私は危惧しているわけ。だから、公園の整備に十分気をつけた整備をやらしてもらわないと、後々かえってトラブルを起こす公園になったら困るから、そういったことのないようにしてもらいたいだけれども、何かお考えがありますか、この公園。そういった対策は。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 公園整備に当たって、市のほうで今基本計画、実施計画を今年度行っているのですけれども、前年度に地元の権利者を中心としたワークショップからあらかじめの提案というのもいただきました。それも参考にしております。そういった中に、当然立ち木を整備するという内容は今もあるのですけれども、なるべくムクドリの話もありまして、高木はそういったことを考慮して、立ち木についてはなるべくそういったムクドリ対策を考慮して選定したいという内容なのですけれども、一方ではやっぱり木陰とか憩いを求める部分で、やはり木々という部分もありますので、ムクドリが来る木かどうかという

のはちょっとあれなのですけれども、今言った駅前にあるようなケヤキ類は植えないとか、整備しないというような方向ではあるのですけれども、中木程度の木々はやはりどうしても整備は行いたいというような計画では行っております。

（秋谷）よくよくおわかりでしょうから、そういった鳥獣被害というのか、十分しっかり対処をしてもらわないと、後々必要以上に無駄なと言ったら言葉に語弊があるかもしれないけれども、予算が出てしまうことがあるから、十分そのあたりは気をつけていただきたいと思うのだけれども、だいじょうぶかね。しっかりやりますと言ってもらえればいいけれども。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）立ち木につきましては、各都市計とか庁内で調整しまして、立ち木の選定については慎重に行っていきたいと思えます。

（阿部）本当に幾つかだ、みんなやってしまったから。115ページ、交通安全施設整備事業なのだけれども、この13節、道路反射鏡点検委託料というのだけれども、これはまず市内に反射鏡は何本あるのかな。

（道路課副参事）市内のカーブミラーの道路反射鏡の数ですが、おおむね3,500になります。

（阿部）3,500本あって100万円。この場合は、どうなのでしょう、点検だけではなくて清掃はやっているのですか。

（道路課副参事）現在清掃のほうは行っておりません。点検のみで、3年に1度という形で鴻巣の西側、東側、それから吹上、川里地域という形で、3年に1度の点検になります。

（阿部）そうすると、1年間1,000本ぐらいの、1,000少々かの点検をしているというふうに雑駁に考えたほうがいいのか。

（道路課副参事）おおむねですが、鴻巣の西側です。JRを挟んで、国道を挟んで、西側、東側で、西側が1,350、東側が900、吹上、川里が1,200といったおおむねの数字になっています。

（阿部）結局目視による点検のみなのかな。

（道路課副参事）目視が中心となります。

(阿部) 311ページ、鴻巣市都市公園、13公園管理運営事業、この指定管理がことしかかりますよね。たしか今までは大里樹苗と高橋建興と、それからあと2者ぐらいあったか、全部で4者ぐらいで、緑のグループというのをつくって、やっておられたと思うのだけれども、今回大里樹苗が抜けて、フラワーピースとかという団体がこれに加わるとかということだったと私は思う。今までのいわゆる公園の整備に遜色のないような整備ができるのかどうか。結局道具も含めて、全部そういった道具を使いこなせる、道具の数もそれだけそろっていて、剪定のセンスもあるといったような業者が今後フラワーピースというところが加わって、今までの管理、指定管理よりももっといい管理する、遜色のない管理ができるのかどうか、その辺についてまずお聞きしたい。

(都市計画課長)構成団体のほうについてのお話になるのですけれども、構成団体は今お話のありました高橋建興さんと、それから大里樹苗さんが、今度はフラワーピースさんのほうにかわりましたけれども、今も、今というか平成31年3月までNPO法人の地域環境緑創造交流協会さんと高橋建興、それから大里樹苗の3者でございました。今後かわるのが大里樹苗さんとフラワーピースさんがかわるということで、高橋建興さん、これは代表会社になっておりますけれども、それとNPO法人の地域環境緑創造交流協会さんはそのままのメンバーになっております。先ほどものご指摘というかご心配事の、大里樹苗さんが造園業者さんということで、公園管理のというお話もありました。それについては今までヒアリング等も確認をしている中では、NPO法人の地域環境緑創造交流協会さん、こちらのほうに大里樹苗さんでも活動していた方が会員になられているということですので、緑地の関係であるとか、あとはいわゆる噴水等もございますので、設備の関係についても、その方というか、その方が引き続きやるということで聞いておりますので、いわゆる公園の管理については今までどおりのものできるものと考えております。以上です。

(阿部) 何ゆえ大里樹苗さんからフラワーピースにかわったとかなんとかということについては、我々が口を挟むことではない。しかしながら、

サービスが低下されたのでは困るわけで、今まで私の隣に石田堤史跡公園がある。すごくよく管理できていた。だから、そういった意味からすれば、来年度から今度は業者がかわってやるのだけれども、サービス低下というか、本当の話が見た目なのだけれども、見た目以前よりよくなったかどうかということについて苦情は、もしだめなら苦情は都市計のほうに言っていけばいいのかな。

(都市計画課長) 当然のことながら、いわゆる公園管理者としては都市計画課でございますので、指定管理者の要は不手際とか、あとそれ以外のことについても都市計画課のほうに言っていただければ結構です。

(阿部) 当初は七千何がしだったのだよね、料金が。最初のころは。7,700万ぐらいだったかな。それがだんだん8,305万か、というふうに値段が上がってきたのだけれども、これはどういう理由によるものか。

(都市計画課長) 大きい原因の一つといたしましては、上谷総合公園につきましてはプール跡地、こちらのほうとか、要は順々に上谷総合公園については公園のほうで順次拡大というか整備をされておりますので、そういうところについても指定管理になっております。大きい要因とすると、上谷総合公園のプール跡地、今水辺があったりとか、あとスケートボードはちょっと違いますけれども、周りの管理については指定管理のほうに引き継いでおりますので、その点についてふえた要因かなというふうに考えております。

(阿部) うちの隣は全く変わっていないから、だからあれ何でそんなに年々ふえてしまうのかなと思って心配だった。

次に、俺の専売特許ではないけれども、ムクドリなのだけれども、ここで119万円対策にかけている。業務委託か、対策委託料。前回119万円なんてかけていなかったよね。今度は新しい奇抜なやっぱり作戦か何か考えたのかな。

(都市計画課長) ムクドリ対策に限っているわけではなくて、それに付随しているもの、当然あります。金額としてはそんなにさほど変わらないとは……

(何事か声あり)

(都市計画課長) 済みません、駅とちょっと勘違いしてしまいました。
済みませんでした。

実際のところ、ムクドリ以外でも……公園といいますが、今まで当初
緑道、緑地、17号はたの緑地が大体メインだったのですけれども、最近
赤見台のあじさい公園といまして、セブンイレブンが17号にある裏の公
園であるとか、ちょっとムクドリないしそういう鳥害対策をしなくては
ならない公園がふえてきております。その関係もございまして、剪定が
結構主な費用になってございまして、そういうのを見越して鳥害対策と
いう形をとっております。駅の鳥害対策とは若干ちょっと意味合いが違
っていまして、こちらの公園のほうの場合については、公園というのは
鳥だとかそういうものが本来いて当然のことですので、いわゆる鳥害の
駆除とか、そういうものはできない中では、やはり鳥害対策をするとい
うことになりますと、要は樹木の剪定ぐらいでしか今のところ考えられ
ないという中で、いわゆるこちらの公園のほうの部分の鳥害対策につい
ては樹木の剪定ということで上げております。

以上です。

(阿部) けれども、俺前から何回も言うのだけれども、暴力団の事務
所と同じなのだ、ムクドリというのは。それで、鳥害対策でもって剪定
をすると、今度はその事務所は移るわけだ。とんでもないところへ行っ
て、今度は営巣するわけ。では、その行かれてしまった、来られてしま
った場所の人たち、あるいはもしそれが個人の持ち物のケヤキだったと
かなんとかの場合は、剪定する費用は行政で持つべきなのではないかな
と思ったこともあるのだけれども、結局行政がそういうことをすること
によって、民間が困ってしまうわけです。今度は民間が剪定すれば、今
度は鴻巣ではなくて他の自治体へ行って、他の自治体に迷惑かける。そ
っちで今度は剪定すると、今度は鴻巣のほうにほどよく伸びた枝にとま
るようになる。このイタチごっこでやっているけれども、もしも民間で
本当に困っているうちがあったら、行政だって幾ばくかの責任はあるの
ではないかなというふうに思うのだけれども、その辺についてはどうお
考えなのか。

(都市計画課長) 済みません。暫時休憩。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 4 分)



(開議 午後 3 時 4 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) ご指摘のとおり、樹木の剪定というのがどうしてもこれは対策としては、現在いい対策という感じで進んでおりますけれども、ご指摘のように樹木の剪定だけに頼ることがないような方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

(本当だなの声あり)

(都市計画課長) ただ、公園の管理及び剪定も必要なので、剪定もしながら、入っていません、これは休憩時間なので。

(休憩じゃないんだよのか声あり)

(都市計画課長) 公園の管理をしながらムクドリ対策もあわせて対応を考えていきたいと思えます。

(阿部) わかりました。

あとは313、害虫駆除樹勢回復業務委託料、これ550万円あるのだけれども、今まで樹木医というか、そういった人たちに何本ぐらいの木がご厄介になったわけ。

(都市計画課長) こちらのほうについては、樹木医さんではなくて樹勢回復ということで、要はカンフル剤ではないのですけれども、そういうものであるとか、あとEM菌というものを、EM菌といういわゆる殺虫剤ではないのですけれども、樹勢回復と、あと駆除も兼ねたものを散布しているというのが現状です。樹木医さんではないです。

(阿部) これ何本ぐらいの木が対象で何回ぐらいやっているの。やるつもりなの。今までやっていたかどうか、過去に。

(都市計画課長) 概要といいますと、桜の……済みません。元荒川の護岸としては榎戸堰から元荒川の元荒川橋までが大体樹木として桜300本

ほどございますので、それが対象になるものでございます。

（阿部）桜切るばかりとよく言うよね。梅切らぬばかりという話があって、切ると樹勢回復につながるのかね。本当は切ってはいけないというのが桜なのだ。切ったところにはちゃんときれいにオイルみたいなのを塗って、ペンキみたいな。保護するようにしているのだろうと思うのだけれども、いずれにしても550万円かけてやっているわけだから、これからも立ち枯れする木がないようにぜひやってもらえればありがたいなと思う。答弁できる。

（都市計画課長）この樹勢回復の一つとすると、剪定ではなくて長寿命化なるように、老木が多くなってきていまして、そういう立ち枯れがないような形でそういう樹勢回復というのを見ておりますので、今ご指摘の老木対策、いわゆる立ち枯れがないような形で今後引き続き樹勢が回復できるような処置をとりたいと思います。

以上です。

（阿部）わかりました。

315ページ、一番下の公園整備工事、これ1億円あるのだけれども、これ具体的な整備内容は私余り記憶にないのだけれども、図面とか、そういったのは出したのだけ。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）今年度、今実施設計を行っているところでございます、工期が一応3月14日までの工期となっております。ですので、公にできるような図面というのがまだできていない状況でございます。

（阿部）図面がないのに、金額だけ出るというのもおかしい話なので、図面を早目に出してほしいなと思うのだけれども、いつごろ出るのだろう。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）この予算に対しまして、まだ図面というよりも面積の確定した1,822.何平米の平米に対しての概算額で出しておりますので、この1億円に対しての図面というのが当初まだございません。今業務委託で行って成果が出たものに対しての公表の時期につきましては、庁内でちょっと検討してからご報告するような形になる

と思います。

以上です。

(阿部)あと一番下段の鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業補助金、7,419万、この七千何がしは具体的にどこにどういう目的で補助するのだろうか。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)こちら再開発事業の補助金ということで今行われています鴻巣駅東口駅通り地区の市街地再開発組合がこの事業を行っている中で、事業を補助できる内容に該当しているものに対して補助するものでございます。補助金としまして、31年度は先ほど申し上げている価額確定業務委託、それと101条登記、これに対して国が事業費の3分の1、県が9分の1、市が9分の2、組合が3分の1を負担割合で行うものとなっております。

(阿部)では、さっきの話に戻るけれども、もしも事前と事後で金額に差異が生じたといった場合のその差異に充当するお金なの。要するに権利者に払わなければならないお金が発生したときに払うためのお金なのかな。そういうのではない。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)この補助金につきましては、国の制度にあります再開発事業の事業に対して補助できる内容に対して補助するものでありまして、この内容については当初から再開発組合の資金計画では当然入っているものでございますので、その精算に充てるお金云々ではなくて事業を進める部分の補助金でございます。

(阿部)では、精算にも充てられる可能性はあるということなのだな。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)補助の制度の、国の補助金の内容にはその精算に充てるという補助金の制度はございませんので、その精算のときに発生したマイナス分が例えば出た場合の補助金という制度はございません。

(阿部)そういう場合は、改めてまた補助金を申請するわけ。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)先ほど精算ということを使ったのですけれども、通常従前、従後の精算でございますので、そのときにマイナスの精算が出た場合は当然権利者でそのマイナスは補うという精算

になると思います。

(阿部) そうなのだ。マイナスが生じてしまった権利者の分を補うということなのですか、この一部が補われると。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) マイナスを補う補助金という制度はございません。この補助金は、この事業は再開発事業で必要な事業とことこの事業に対しての補助金でありますので、最後に精算した暁にマイナスが出たことに対する補助制度というのはございません。

(加藤) それでは、何点か。今開いていただいているページからちょっと戻って、2枚めくって戻っていただく311ページです。指定管理に関して先ほど他の委員からもあったのですけれども、指定管理、今回いろんなJVというか、新たな名前をつくって、それが法人格ではなくて何社かが共同してやっているというのがあります。そこは、例えば指定管理やってから何かしっかりと管理をしていただくと、お仕事をさせていただくという意味で責任のない主体というのが私は懸念しています。法人格がないから、責任がないというわけではないのですけれども、その会社というのは調べても出てこないわけです。例えば指定管理受けているところの看板表示みたいところで、名称は法人格のない何たらかんでもいいのですけれども、そこがどこどこどこどこ会社共同でやっていますよみたいな表示であったり、あるいはここの所管は何々課ですよとか、そういったものができないかなというふうに思っているのです。これは、市内の事業者さん疑うわけでも何でもないのですけれども、市内の事業者さんにおいては指定を受けるところで優位なポイント制があるかと思います。そういった面からも市内の事業者さん、責任を持ってやっていただきたいというのも考えておりますので、何かしらそういう方策はないのかなと。

もう一つ、大きなお金で任せていくものですから、そこの経理チェックのところでは、多分A社、B社、C社があって、かつA社、B社、C社はそれぞれ本来たる業務があって、それ以外に指定管理をやっている。その指定管理の部分でA社、B社、C社がうまく経理を分けながらやっていく。そういったところのチェックというのはあるものなのか、ない

ものなのかというのちょっと懸念しています。その辺でちょっと大きっぱな質問になってしまうのですけれども、その辺の見解があればお聞きしたいなと思っています。

（都市計画課長）指定管理を受けますと、各管理している公園に指定管理の看板、これについては今例えば13公園であれば鴻巣市環境緑のグループということで構成団体の会社名は特には入っていないのが現状になっています。これについては、これから当然協定等協議をしていく段階では、こちらのほうもご提案をできないことはないかなと思うので、今後相談をするなり、あとは当然市のほうでも今回大分指定管理出ているので、類似をしているような指定管理のやっているところももしかありましたら、そういうこともまた協議というか、打ち合わせしながら進めていきたいなと思っています。

あと先ほどの経理のほうの関係になるのですけれども、今回協定の中にもいわゆる監査という項目も入ってございますし、今まで指定管理の支出の状況についても年間の支出表というのをいただいております、そこでもどこにその金額が入ったかというのも大体大まかなではなく、ある程度は仕分けできるようなものになっているのかなと思いますので、それをもう少し細かく分析をしながら仕分けをしていければなと思っています。

（加藤）これは、全体的なところでいうと市全体、例えば企画部門なども絡むかもしれないのですけれども、例えば市内のA社、そして市外のB社、C社があったときに、もしかしたらミステークをしたり、あるいは好ましくない行動があったときに、名前があることで恥じないような抑止力も働こうかと思っていますので、この委員会の部門だけではないかもしれないのですけれども、ぜひともご検討いただきたいなと思っております。

それと経理的なチェックのところではいいますと、この部門ではないのですけれども、例えば県庁なんかでも福祉監査課みたいなのがあって非常にいいチェックするのです。そういった他の部局かもしれませんけれども、チェック方法非常に有効なところもあろうかと、参考になるのもあ

ろうかと思imasので、その辺もぜひとも研究、検討していただきながら、望ましい委託の仕方というところを模索いただきたいと思いますと思うのですけれども、ちょっとお考えはどうでしょうか。

（都市計画課長）先ほどその看板の件については、他部局もございますので、それは当然検討させていきたいと思っておりますし、経理のほうの関係につきましても専門の人と部門がないので、我々担当独自でやらなくてはならない部分もあるかと思うのですけれども、今回指定管理をするに当たって、やはり1年間分の支出の状況等もいただいておりますので、例えば業務委託でどこの会社に幾ら払ったとかという項目もありますので、それと実際の伝票を突き合わせながら、細かく言うとそれを突き合わせしながらこちらのほうでチェックする体制もとったりしていければと思っております。

（加藤）それと指定管理で公園などを含めいろんな施設の管理をお願いするに至って、指定管理を受けているところと所管課のほうの定期的な情報交換というのはどんな感じの頻度で実際はあるのか、ちょっと確認させてください。

（都市計画課長）今回15日以内ということで決めさせていただいておりますけれども、毎月15日の前後で1カ月間のいわゆる報告をいただいております。それについては、どこの公園をやりましたとか、どういうようないわゆる維持管理をしています、写真つきで。あとは今月この期間内についてはこのような修繕を行いましたとか、あとはこのような実施事業をしましたとか、そういうものについても報告を受けておまして、いわゆるモニタリングみたいな形ではやっております。こちらのほうは、すみれ野中央公園もやっておりますので、月1回は必ず面談をして、その報告書を見ながら意見調整、すり合わせをしているのが現状です。以上です。

（暫時休憩のやつでちょっと話してくださいの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時02分）

◇

(開議 午後4時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) 次の質問に行きます。

耐震のところだから、293ページになりますか、293ページの上のほうです。住宅等耐震改修促進事業、これも他の委員から出たところではあるのですけれども、実際自宅の木造でお住まいになっているところが対象になっているかと思えます。一方で、空き家の部分であったり、あるいは今市内のいろんな住宅の中で自治会の集会場などを持っているところもあります。それが40年たった、30年たったみたいなところで長寿命化を図るべきか、あるいはその危険をどう回避しているか、その度合いどのくらいなのかということ推しはかるために耐震チェックができれば非常に有効かなと思っております。今の条例、規則の中だと、読み込んだ限りはそれは適用にならないのですけれども、いろんな意味で市内全体の耐震チェックできることによってリスクヘッジできるようなものであれば、今後研究、検討もあっていいのかなと思うのですけれども、その辺のところについてのお考え、研究に値するねというような見解あるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

(建築課長) この木造住宅の耐震診断、耐震改修助成金というのは、鴻巣市耐震改修促進計画の中で住宅の耐震化の促進というようなことが上がっていきまして、これに基づいて要綱をつくって住宅に助成をしているというようなことになっていきますので、すぐにちょっとこの要綱を変えて今委員おっしゃったような集会場とかにも適用するというのはちょっと難しいかなとは思っています。ただ、確かに自治会の会館というのはその地域にとっては非常に大事な施設ですし、場合によっては避難のときにも何らかの活用されるという可能性もありますので、ちょっとこの辺の自治会館については改修費の補助金のほうを、自治文化課のほうでも改修の恐らく補助金とかがあると思っておりますので、ちょっとそちらと調整をしてみたいと思います。

(加藤) では、次です。

ページがまたちょっと手前に行きますけれども、115ページです。115ページのところの放置自転車対策事業です。この事業につきましては、予算の参考資料の中でも放置自転車対策事業の中で、大学生までの学生の自転車の駐輪場の費用の負担軽減ということでここが、こういったものをメインでターゲットに置いているかの確認なのです。というのは、予算説明書のほうでは公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理、運営している市内8カ所の自転車駐車場なのです、これ対応しているのは。そうすると、学生たちが、これは放置自転車対策でもあるから、今まではどこにも要は駐輪場借りないで放置をしているというものをなくしていくのだということであれば、今までもどこにも契約をしていないから、では安くするから、ちゃんとしてねということにつながると思うのです。一方で、助成事業の中でいうと民間の他の事業者、自転車駐輪場の事業者もあろうかと思うのですけれども、そこの今度はバランスの中でこんな助成してくれて、この8カ所であれば、では自分はこっちの駐輪場に契約していたけれども、こっちに移行しようというようなところも出てくるかなと思って、そういう意味で今回のやつはこの予算書の115ページには放置自転車対策事業の中で自転車対策協議会というのがあって、多分ここでいろいろ議論された結果、こういう事業をやるといいのではないかというふうになったと思うので、まずは協議会の中で今私がお話をさせていただいたような視点で何かこういう意見あった、ああいう意見あったというのがあれば参考に教えていただきたいと思います。

（道路課副参事）学割の導入につきましては、自転車対策協議会の中で了承いただいております。その中におきまして、まず理由としましては子育て支援策の一つとして、学生及びその家族の経済的負担を軽減することで導入をしております。20%につきましても近隣の調査した結果ですと、熊谷、桶川で25%という形で導入しているのですが、民間預かり所の定期利用料金、この平均額に近い割合率ということで鴻巣の場合は20%を設定しております。主な意見としましては、やはり割り引き制度となりますので、民業圧迫に配慮してほしいといった意見とか、導入目的のほうの子育ての一環ということであれば必要な事業だという

ような、そういった意見もいただいております。

（加藤）今民業との関係でのお話もあったということで、指定される8カ所が割り引きされることと、民間の他の預かり所と比べてお値段の関係というのはアバウトにはどんな感じなのか、ちょっと確認させてください。

（道路課副参事）現在の料金が民間より定期料金が高く設定されております。そこで学生の割り引き20%をしますと、各駐輪場値段が違うものですから、平均して470円ほど1カ月安くなります。そうすると、民間の駐輪場の平均と近い形になりますので、学生の間だけでも民間と同じ料金でということで今回20%の割り引き、学割の導入という形しております。

（加藤）それでは、この自転車の部分の最後ですけれども、この自転車対策協議会の中ではお話をしてお了解いただいたよということですが、この構成メンバーの中には民業の方々もいらっしゃるのですか。その確認です。

（道路課副参事）メンバーにつきましては、まず識見を有する者ということで元都市整備部長に会長のほうをお願いしております。そのほか関係機関の代表者としてJR高崎支社、鴻巣警察署、それと先ほども言いましたように自転車の預かり業の方と販売業の方、それと地域住民の代表者として関連する自治会、町内会の会長8人に委員になってもらっています。

（加藤）では、違う項目で最後です。

今度一番前のほうで9ページに戻ります。これ最後にしたいと思いますが、その中で下から3つ目、鴻巣駅東口第1駐車場監視カメラ、これについての今後の可能性というか、スタンスのとり方なのですけれども、やっぱりこの駅東口付近で監視カメラがあることによって防犯的な要素も非常に高くなるかと思っているのですけれども、一方でかなりこの分野のことというのはプライバシーみたいなことを叫ぶ方もいらっしゃいます。これというのは、カメラで撮って、監視カメラでどのぐらいの期間その動画というのが保存されるのか、ちょっともしわかったら教えて

いただきたいのですけれども。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）保存期間につきましては、現状入れかえる前の今の状況では1週間程度ということ。

（加藤）そうしますと、1週間程度の中で今まで警察当局からこういう事件が、あるいは事故があったので、提供していただけないか、見せてくれないかというのはあったか。あったとしたら、件数的にはどのぐらいあったか教えていただけますでしょうか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）今回別の調査がありまして、やはり同じような警察からの依頼はあったかどうかということで直近の1年間で3件ほど依頼がありまして、防犯カメラの映像を提供したことがございます。

（加藤）これは、本当の今後のこういったものについての考え方になるので、何か即答難しい質問かもしれませんが、これからは多分中国なんかがそうなように防犯の視点も含めて管理ができてしまう時代です。それは、AIが絡むと人を認証したりということできてしまうかもしれないのですけれども、ただそれは自治体がやることであれば、そこは慎重であってほしいと私は思っています。それによって防犯能力が高まるのですけれども、一方で人権とか、そういったものとの線の引き方なので、私自身は慎重にしたほうがいいと思っていますのですけれども、もしご見解があれば伺いたいと思います。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）今回35台、立体駐車場及び事前精算機がショッピングモール内にありますので、その事前精算機の付近に設置しているということで、主に駐車場の管理、運営に基本的には使う。そういうトラブルのときの確認、あとは事故のときの確認とかに使うものでございますので、それ以外については警察等の提供依頼があった場合は提供いたしますけれども、基本的には駐車場の管理、運営で使うものと認識しております。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時16分)



(開議 午後4時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号 平成31年度鴻巣市下水道事業会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(阿部) 現在の時点で下水道の普及率というのは何%ぐらいになっているのだろう。

(下水道課長) 前年度、30年度4月1日時点で鴻巣市に対する普及率としては77%。それで、水洗化率というのがあるのですが、こちらのほうが事業計画区域に対する割合のやつが94.6%になっております。

(阿部) 下水道が普及することによって、結局くみ取りの業務が大分少なくなってきたのではないのかなというふうに思うのだけれども、そしてかつてはあの業種は法律に守られていたというか、そういう部分もあ

ったやに聞いていたのだけれども、どんどん仕事がなくなっていつているのかどうなのか、業者は。また、それを今ごみとか何かでもって補っているようにも見えるのだけれども、その辺の考え方、バランスはどうなっているのだろう。全くわからない。

（下水道課長）その辺のバランスについては、ちょっとわからない部分なのですが、基本的に下水道の場合、直接管渠を伝わって処理場まで行ってしまうので、そういうくみ取りとかは必要ないのですが、下水道の公共下水道エリア外の合併処理浄化槽、あとは単独処理浄化槽については通常年1回とかの引き抜きが必要になってきますので、そういうものは浄化槽を維持管理する上では必要な業務となっていると思います。

（阿部）だから、昔から行っていた業務と合併浄化槽の業務を今並行してやっているわけだけれども、これで十分企業として成り立っているのかどうか、その辺についてはやっぱりなくては困る業界なので、その辺については今後ともどういうふうに事業展開していくのかなと思っているのだけれども、何か見解があれば。

（下水道課長）申しわけございません。その所管している部門が環境課になってしまうので、ちょっとわかりかねます。済みません。

（阿部）なるほど。ある意味くみ取りが少なくなった分、彼らの事情も酌み取ってやらなければいけないのかなと、こういうふうに思ったものですから、しゃれではないのだ。

では、終わり。

（秋谷）何か随分さあっと説明が終わってしまったので、25ページのまず下水道管路施設調査業務委託料で、ストックマネジメントの云々かんぬんというご説明だったのだけれども、このあたりをもうちょっと具体的かつ細やかなご説明をいただきたいのだけれども。

（下水道課長）下水道管路施設調査業務委託料、これは今年度下水道のストックマネジメント計画を策定しました。これは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化に考慮して、リスク評価を行って優先順位をつけた計画になっております。施設全体を対象にしてどのように今後管理していくかという計画になっております。それに基づいた点検を

31年度はもう予定しているということで、来年度につきましてはまず管渠については耐用年数、法定耐用年数なのですが、50年あります。うちの管渠については、まだ40年を超えた程度のものがあります。50年には達しておりません。ということですが、マンホールぶたについてはそれよりも短い耐用年数となっておりますので、もう耐用年数を超えたものがあります。そちらのほうを来年度集中的に点検、調査していくつもりです。それによって、もし修繕が必要になった場合は計画書を変更して修繕、改築計画をつくって、その改築計画についても補助金の申請をしていく予定です。

以上です。

（秋谷）そうすると、もうでき上がっているプランでいくと何年先ぐらいまで事業の計画プランができているのでしょうか。やっぱり10年単位であれなのかな、ローリングではないけれども、見直していくのかな。

（下水道課長）そのとおりでございます。10年ではなく5年単位程度で今あるストックマネジメント計画をブラッシュアップして、また違うローリングしていくような形になると思います。

（秋谷）ちなみに、その計画書はいつごろ配付していただけるのだろう。

（下水道課長）下水道のストックマネジメント計画は、補助金をもらうことを目的としてつくっております。こちらの部分については今回も県のほうにこの申請をもう上げております。これとは別に経営戦略というのがあるのですが、そちらのほうは皆さんに知ってもらって今後の、経営戦略のほうは管路施設だけにとどまらず、全体的な話になります。ストックマネジメントについては、現在策定しているのは管渠のみのストックマネジメントになっておりますので、こちらについては内部的な計画ということになっております。

（秋谷）では、配られないのね。

（下水道課長）はい。

（秋谷）わかりました。

あとはその下の雨水管理総合計画策定業務委託料というの、これは平成31年、32年でやるということだけれども、平成31年、32でというお話だ

ったと思うのだけれども、この雨水の管理というのは、これよほど難しいのではないかと思うのだけれども、どういうことを計画なさるのだ。

（下水道課長）こちらの雨水管理総合計画は、まず計画の中で当面、5年程度のものと10年、あと長期的に20年というスパンでまず雨水対策を実施すべき区域へ、あとどのように目標を立てるかというところを、整備の目標について基本的な事柄を定める計画ということで、まずは平成31年度については今ある管渠がどの程度どの雨に耐えられるか、ある意味シミュレーションです。シミュレーションを主にしていくような形になると思います。

（秋谷）そうすると、そのシミュレーション次第なのだけれども、明らかに増強しなければならないであるとか、あるいは余裕があるということであれば、現行の流れを見直すようなことにもなってくるのかな。どうなのだろう。

（下水道課長）今鴻巣市の雨水については、高強度というのを設けていまして、それに基づいて整備をしております。その高強度に対して対応できるかどうかも含めて、基本的なところからもう一度作り直していくような形になりますので、そのリスクの評価によっては優先順位が上がったり下がったりすることが考えられます。

（秋谷）それは、しかるべき32年度までにこれができたら公表してもらえるのだろうか。というのは、見る人が見れば自分の住んでいるエリアに結構かかわってくることだから、結構怖いものではないかなと思うのだけれども。

（下水道課長）基本的に今の設備を壊すわけではなく、今の設備の次のような設備、優先順位をつけてやっていくかというところになってくると思いますので、優先順位で早い、遅いはあるかもしれないのですが、基本的な今の考え方、高強度に対して整備されていないものについては整備していくのが原則だと思います。

（秋谷）わかりました。

あともうちょっとだけ。35ページのところで委託料のところ、西部第3排水区雨水整備事業雨水管渠設計業務委託料の中で、緑町内の雨水管

渠のお話だったのだけれども、それは今やっているところの問題の先の話かな。

（下水道課長）そのとおりです。既存の水路に今ますをつけているのですが、実際のところその先の東京薬品さんですか、前の道のところが低くて、そちらのほうが集中的な豪雨のときにのみ切れないという現象があります。ですので、今ある水路をそのまま使っているのでは、実際今幹線はここで終わりなのですが、十分に機能が発揮できないのではないかとということで、今回設計費用でもう少し先のしまむらさんのところまでですか、迎えに行くような設計を考えております。

（秋谷）そこは、それこそすり鉢状になっているところだから、水を拾ってあげる場所というのは四方八方にある感じなのです。だから、こちらとしては大いに期待したいところなのだけれども、そこまでにしておきましょう。

それで、その下の段で工事請負費のところか。こっちは、西中脇のほうの西部第3排水区の雨水幹線の築造工事なのだけれども、現在あるところの開放されている管渠と言ったらいいのかな、あのスケールよりも深くなるのだろうか、それともあれをそのまま同じ状態できれいなものが入るだけなのかな。どうなのだろうか。

（下水道課長）現在ある管渠の部分というようなところは、実際のところボックスカルバートになりまして、上の開渠の部分が埋まってしまうような形になります。当然今お米をつくっている方がいらっしゃるので、その脇には今までと同じような用水の機能を持ったものもつける予定。今までそこに全部流していたものを仮の排水と用水はつくるような形になると思います。

（秋谷）周辺の特に幸町に住まわれている方々の関心というのは少しでも雨水を受けとめてもらえる、要は量をふやしてもらわないと昨年、一昨年の夏るときみたいにまた道路が全部雨水に追われてしまうので、何とかその部分を現状よりもしっかりとした機能を持たせてもらいたいと考えている方が多いのです。例えばあそこは現状半分泥になっていて、半分がコンクリートづくりみたいになっていて、堆積物もすごく多いの

です。その部分を何とかクリアな状態にしてもらって、少しでもと思われる方が多いのですけれども、そういうご期待に応えられるのだろうか。

（下水道課長）今回計画しておりますのは、上尾道路までとなっております。今回の幹線なのですが、上尾道路を横断する計画になっておりますので、その部分については国道と協議して、その先についていつになるかというのはちょっと今のところ申し上げられないという状況です。

（秋谷）あともう最後にしておきますけれども、あそこの西部第3排水区の遊水地の中、どこの遊水地でも同じだと思うのだけれども、貯水池というのかな。内部の要は汚泥というものは引き抜きをやらないとどんどん、どんどん貯留能力が落ちてしまうと私は思うのだけれども、定期的な汚泥の引き抜きというのをやってもらいたいと思うのだけれども、どんなものでしょうか。

（下水道課長）今ある大間の調整池は、一応水辺に野鳥が来られるようなコンセプトで下が土になって草が生えております。実際汚泥等がたまっているかというのと、一応ちょっと今何センチとは言えないのですけれども、そのたまる量も予測した形で作っておりますので、ある程度何年になるかわからないですけれども、今の状態でも貯留量が計画以下になることはないです。今後どうしていくかという話になってきますと、当然やっぱり貯留量、貯留する計画量を下回るようなことであれば、そういう汚泥について除去しなければいけないというふうには考えております。

（秋谷）それこそもちろんコウノトリもそうだけれども、自然環境であるとか、野鳥の関係も大きな意味合いでいったら、それはもちろん重要だ。否定はしない。でも、例えばあの環境です。要は土手ベリのあの環境の中の例えば堤外と堤内と、堤外が我々のものなのだけ。そちらのほうは一応人間のエリアと、それで向こう側は自然環境のエリアというふうに捉えている方は多いと思います。自然環境大事だとみんなわかっているのだと思う、一般の市民の方は。でも、何とかこの部分については快適な住環境という部分の思いが強いと思うのだけれども、それは考

え直すことはできないのかな。部長が答えてもいいです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 0 2 分)



(開議 午後 5 時 0 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 今の整備してまだ年数もたっておりませんので、国費も投入していることですから、今の状況から極端な変更は考えておりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 平成31年度鴻巣市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5 時 0 5 分)